

第 6 3 回 兵 庫 県 国 土 利 用 計 画 審 議 会

平 成 3 0 年 2 月 1 9 日 (月)

神 戸 市 教 育 会 館

第63回兵庫県国土利用計画審議会

平成30年2月19日（月）

神戸市教育会館 404会議室

開会 午前9時30分

○会長 それでは、ただいまから審議に入ります。本日の議案は計画図の変更、先ほど申し上げたように、諮問案件5件、報告案件9件、情報提供案件2件と前回から引き続き御審議いただく計画書の変更です。

 それでは、まず事務局から前半の計画図の変更に関して説明をお願いします。

○事務局 本日は、土地利用基本計画の一部変更について御審議をお願いしたいと考えています。写しをつけていますとおり、前回12月開催の第62回審議会において諮問させていただきましたが、その際に御議論いただいた「計画書」に加え、本日は「計画図」の変更についての御審議もお願いしたいと考えています。

 会長からもありましたが、「計画図」は諮問案件が5件、報告案件が9件、情報提供案件2件を予定しています。

 それでは、まず計画図の変更について御説明申し上げます。「議案書」のうち「(1)計画図」のセットA3の図面のものをご覧ください。なお、本日の案件については、国土交通省や農林水産省など国の関係機関との事前調整を行い、さらには関係市町長の意見も聞いていますが、いずれも「意見なし」となっています。

 それでは、個別の説明に入ります。諮問案件は5件です。諮問案件の1番は「加東農業地域の縮小」です。A3カラー刷りの資料1-1をお願いします。右下の図が今回変更予定の土地利用基本計画図の一部です。凡例は、土地利用基本計画の五地域区分である都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域、自然保全地域と、各個別規制法ごとの細区分を表示しています。また、変更案件が縮小案件の場合は、縮小部分を黄色の塗りつぶしで、また、拡大案件の場合は、拡大部分をピンク色で

塗りつぶして表示しています。こちらの諮問案件 1 の変更内容ですが、現在、農業地域と都市地域が重複していますが、農業地域を縮小し都市地域のみとするものです。

まず、変更区域の位置です。加東市高岡、左下の位置図の黄色の塗りつぶしの場所です。こちらは国道 372 号線の沿道で、加西市、小野市、加東市の 3 市に跨っており、事業所等の建築物が連担し既成市街地を形成している場所です。当該変更区域については、現在、市街化調整区域となっていますが、既存の事務所の建て替え・拡張、また新規立地の促進を図るために、今回、市街化調整区域から市街化区域に変更し、それに伴い農業地域を外すということになっています。

今回変更に伴う農業地域の縮小面積ですが、3 ヘクタールです。農業地域が縮小した後は都市地域のみとなります。②の変更内容の変更前、変更後の面積を記載した表のとおりです。個別法においては、今後、国土利用計画法上の農業地域を縮小した後に「市街化区域への編入」と、「農業振興地域からの除外」がなされる予定となっています。諮問案件 1 の説明は以上ですが、引き続き諮問案件 2 以下の説明をまとめてさせていただき、後ほど御審議いただいてもよろしいでしょうか。それとも案件ごとに御審議いただくほうがよろしいでしょうか。

○会長 いかがでしょう。事務局から御提案ありましたが、一括して説明受けたいと思いますがよろしいでしょうか。では、一括で御説明をお願いします。

○事務局 ありがとうございます。後ほど御審議いただくことで差し支えないということですので、続きまして、諮問案件 2 番、「加西農業地域の縮小」について御説明申し上げます。

資料 1 - 2 をお願いします。現在、農業地域と都市地域が重複していますが、農業地域を縮小し都市地域のみとする案件です。変更区域の位置ですが、加西市繁昌町、先ほどの諮問案件 1 の西側、一体となっている場所です。国道 372 号線の沿道で、加西市、小野市、加東市の 3 市に跨っており、事業所等の建築物が連担し

既成市街地を形成している地区です。当該変更区域は現在市街化調整区域となっていますが、既存事務所の建て替え、拡張、また新規立地の促進を図るために、先ほどの諮問案件1と同様に、市街化調整区域から市街化区域に変更し、それに伴い、農業地域を外すということになっています。今回変更に伴う農業地域の縮小面積は、1ヘクタールです。農業地域が縮小した後は、都市地域のみとなる予定です。個別法においては、今後、国土利用計画法上の農業地域を縮小した後に「市街化区域への編入」と「農業振興地域からの除外」がなされる予定となっています。

続きまして、諮問案件3、「加西農業地域の拡大」について御説明申し上げます。資料の1-3をお願いします。現在、都市地域、森林地域、自然公園地域となっていますが、農業地域を拡大します。

変更区域の位置ですが、加西市網引町、北条鉄道の網引駅から約1キロメートル南側に位置しています。変更区域の概要ですが、当該変更区域は以前に旧乳牛育成センターの採草放牧地として利用されていた区域の隣接地ということになっています。こちらにおいては、現在肉牛の繁殖肥育を行う農業法人が、牛舎あるいは堆肥舎等の建築及び採草放牧地の造成を計画しているため、農業振興地域に編入することにより農業振興を図ることとしたものです。現在は、自然公園（播磨中部丘陵県立自然公園）の特別地域、森林法に基づく地域森林法計画森林民有林、それから市街化調整区域として指定されているところです。今回変更に伴う農業地域の拡大面積ですが、既存の農振区域の拡大を10ヘクタール予定しています。個別法においては、今後、国土利用計画法上の農業地域を拡大した後に、「農業振興地域への編入」がなされる予定となっています。

続きまして、諮問案件4、「洲本農業地域の縮小」について御説明申し上げます。現在、農業地域、森林地域、また一部において自然公園地域が重複している場所です。農業地域を縮小し、森林地域と自然公園地域とします。変更区域の位置ですが、洲本市千草の柏原山に位置しています。こちらの変更区域ですが、現在、農業振興

地域及び保安林としての区分が指定されている状況です。現況は山林となっており、保安林として利用するということが適切であると考えられること、それから、農業振興を促進する必要がないと考えられることから、農業振興地域の指定を外すことに伴い、農業地域を縮小するものです。今回変更に伴う農業地域の縮小面積は、36ヘクタールです。農業地域が縮小した後は、森林地域が36ヘクタール、このうち森林地域と自然公園地域の重複地域が1ヘクタールということになります。自然公園地域については、瀬戸内海国立公園淡路地域の普通地域となっていますが、こちらについては見直しをしません。個別法においては、国土利用計画法上の農業地域を縮小した後に、「農業振興地域からの除外」がなされる予定となっています。

最後、諮問案件の5番、「多可森林地域の縮小」について御説明します。資料の1-5、それと併せまして、本日の配付資料、一番後ろにつけています「兵庫県土地利用基本計画の変更における森林地域の縮小案件の取扱について」をご覧ください。

五地域区分の変更にあたりましては、先ほどの4件のように諮問の手続を行うことが原則となっていますが、森林地域の縮小案件についてのみ、こちらの資料にありますとおり平成23年2月16日開催の第54回国土利用計画審議会において取扱を変更することで御了解をいただいたところです。すなわち、森林地域の縮小案件のうち、縮小後に他の4区分、都市や農業等が残る場合については、国土利用計画審議会として適当と認めたものとして取り扱って、林地開発許可の完了確認後に報告案件とさせていただく。それから、五地域のいずれにも該当しない白地地域となる場合には、一旦林地開発許可の取得時に国土利用計画審議会に情報提供させていただいた上、完了確認後に諮問させていただくという事務の流れとさせていただいています。

今回の諮問案件5番については、現在、森林地域のみが該当していますが、森林地域を縮小することで五地域いずれにも該当しない白地地域となることから、下の

第1にありますとおり諮問をさせていただくものです。なお、こちらの案件につきましては平成27年度開催の第58回国土利用計画審議会において、林地開発許可の取得時に白地地域発生見込みの案件として事前に情報提供させていただいています。

資料1-5にお戻りください。変更区域の位置ですが、多可町中区西安田に位置しています。こちらの変更区域は、太陽光発電施設の用地としまして、平成28年9月に林地開発許可の完了確認が行われている場所です。森林地域から除外した後は土地利用基本計画上、白地地域となる地域です。今回変更に伴う森林地域の縮小面積は31ヘクタール、全域が森林の縮小により白地地域となります。個別法においては、国土利用計画法上の森林地域を縮小した後に、地域森林計画対象民有林からの除外がなされる予定となっています。

以上が、計画図の諮問案件5件の概要です。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○会長 　　ただいま事務局から説明いただきましたが、御質問、御意見がありましたら承りたいと思います。よろしく願いいたします。

○1番委員 　　諮問案件の1と2で「農業地域の縮小」ですが、市街化区域に編入されるという説明があって、面積がいずれも1が3ヘクタール、2が1ヘクタールと小さいのですが、このような単位で市街化区域に編入されるのでしょうか。それとも、国道372の沿道ということで、一定のエリアが市街化区域になるのであれば、当然ここに出てきていると思うんですけども、他の都道府県と比べると、市街化区域というのも設定の単位が非常に小さいように思われまして、ご説明をお願いします。

○会長 　　お願いいたします。

○事務局 　　事務局より御回答します。今回農業地域を外すのが2件で4ヘクタールとなっていますが、市街化調整区域から市街化区域への編入については、こちら

の地域を含めて全体で55.3ヘクタールの編入を予定しています。あくまでも今回は、農業地域を外す部分のみの諮問となっています。

○会長 よろしいですか。

○1番委員 はい。

○会長 いかがでしょう。

○1番委員 すみません、だから、図面も当然そうなってくると、市街化区域のマークと市街化調整区域のマークも変わってくるわけですよね。ほかの部分も。

○事務局 最終的にはそうなります。

○1番委員 そうですね。わかりました。

○2番委員 すみません。諮問案件5の多可森林地域の縮小なのですが、「森林としての利用・保全を図る必要がなくなったため」とありますが、かなりの面積、これ太陽光発電施設となっていて、これも現状がそうですよね。その森林地域のときに、造成とかされていたのでしょうか。その森林地域のときに保全等の話と、太陽光発電は全然問題はなかったのでしょうか。

○会長 事務局、御説明お願いいたします。

○事務局 今回の案件については、28年9月に林地開発許可の完了確認が行われています。こちらの場所ですが、もともとゴルフ場としての開発が予定されていた区域で、ゴルフ場の開発が一部進んだ段階で中断した後に、太陽光発電として最終的には利用しようというような場所です。

○2番委員 そうしたら、開発許可というのはゴルフ場としての開発許可だったわけですか。

○会長 お願いします。

○事務局 当該地については平成3年度にゴルフ場で林地開発の許可が取得され、その後、造成が進んだのですが、ゴルフ場にする見込みがなくなったということで、平成16年度にゴルフ場の許可の廃止届というのをいただいています。廃止する際

には、そのまま中断ということではなくて、防災上の手続、現地の処置をした上で廃止届の完了という確認をしております。ですので、現地で一定造成が進んでいるのですが、植林等がなされた状態、平地で広がっているような状態だったのですが、その跡地を新しい事業者が林地開発許可を取得して、太陽光発電事業に活用しようという申請があったということです。林地開発の許可については、水害の防止、土砂災害の防止、水の確保、それから環境の保全という4つの基準に基づいて審査しております、そこの許可基準をクリアしたので許可したということになっています。

以上です。

○会長 よろしいでしょうか。

○2番委員 はい。

○会長 いかがでしょう。お願いいたします。

○3番委員 この白地というのはここだけですか。全県で白地というのはいくらあるのですか。何ヘクタールぐらい。

○事務局 お手元にお配りしています土地利用基本計画図の一連の資料の最後、参考資料2、A4の縦の1枚ものをおつけしています。図面の最後です。今のところ平成29年3月31日現在で約1,400ヘクタールの白地があります。

○3番委員 わかりました。ありがとうございました。

○会長 0.2%ですね。いかがでしょう。お願いいたします。

○4番委員 審議と直接関係ないのですが、諮問案件5の多可の森林地域、今の白地になるのですが、全国的にあちこちにソーラーの開発が進んでいるのですが、五、六年前からこの開発が進み始めたのですが、ほとんど事業失敗して縮小の方向が少し出たりもしていて、ビジネスとしてはなかなか成り立ちにくいのです。こういう中でこれだけの開発をして、もし事業失敗してだめになったらこの後はどうしていくのか。白地からまた森林地域に戻していくのか、一般論として教えても

らったらと思って。

○会長 事務局、お願いいたします。

○事務局 事業が失敗、頓挫した場合ですが、基本的に森林地域になるためには木が植わっている必要がありますので、一般論にはなりますが、パネルの撤去ができるかどうか、そのまま放置されて木が植わらない状態であれば、即座に森林地域に戻すということは難しいのではないかと思います。白地のままにならざるを得ないかなと思います。

○4番委員 気になってね、これ結構広がっていつているのですけどね、あちこちで。

○会長 現実問題として、何か撤去後の動向がわかるような事例というのがありますか。

○事務局 基本的には、FIT法で20年間の営業ということになっていますので、今のところ県内で太陽光発電としての事業が頓挫したという事例は把握しておりません。

○会長 いかがでしょう。どうぞ。

○5番委員 同じ諮問案件5の関連なのですが、これはたまたまゴルフ場として造成されていてそれから太陽光発電になったということですが、最初から太陽光発電の開発をする場合、同じようにスムーズに進んでいくのでしょうか。これからどんどん増えていくような状況なのかというのを伺いたいのですが。

○会長 いかがでしょう。

○事務局 手続としては、平成29年に太陽光に関しては、県で新たに条例が制定されまして、例えば一定の技術的基準を満たすとか、あるいは地元への説明を行うこと、それから撤退後についてもきちんと計画立ててやることという県の条例ができていますので、まずその条例に従って一定の歯止めというか、今まで余り考慮されていなかった、先ほど御指摘ありましたような土地をどうするかとか、そうい

ったことについては、一定程度の今後改善がなされるものと考えています。あとは、個別の法律、例えば林地開発許可とか、そういった手続の中で事業の適否についてそれぞれの法令の観点からの審査がされるものと考えています。

○会長 よろしいですか。いかがでしょう。

○6番委員 多分難しいのでしょうけど、発電施設なのですよ。火力発電所とか原子力発電所とか違うのですよ。どうも白地地域というところに入れるのは、もともと国の制度に区分がないから仕方がないかもわからないのですが、どうも白地地域に入れるのは不自然というか、本来の白地地域の意味とはちょっと違うなという意見だけです。

それと、先に言われたので、次の案件と絡むかもわかりませんが、新規に太陽光発電施設で許可した案件というのは、ここ数年で何件かあるのでしょうか。

○会長 事務局、お願いいたします。

○事務局 近年でいいますと、FIT制度が始まった24年度で2件、25年度3件、26年度6件、27年度2件、28年度が増えまして8件、29年度が2月現在で4件です。

○2番委員 すみません、それって森林地域でしょうか。

○事務局 私どもは森林法を所管しております。林地開発許可制度ですので、森林法に基づく森林地域の開発です。

○2番委員 それでしたら、先ほど言われていましたが、もし撤去されたときの保全対策を早目に考えておかないと、あちこちで残骸が残るようなことになるのでは。やっぱりぱっと見てかなり森林が改変されているというのは一つの発電形態としてはありかとは思いますが、森林がこのように改変されるということに関しては、それ自体はいいかどうかというのは議論が分かれるところだと思いますので、どんどん開発されているということであれば、やっぱりこれからのビジョンなりを考えていただいたほうがいいのではと思います。

○会長 ありがとうございます。いかがでしょう。どうぞ。

○7番委員 すみません、同じく多可森林地域の縮小ですが、もし森林の事業が失敗あるいは事業として継続が難しくなった場合に、太陽光パネルを撤去してその後造成するとなると、どれくらいの状態になったら造成ができていると判断されるのか、そういった基準って明確に何かあるのでしょうか。

○事務局 森林法に基づく林地開発の許可制度ですが、森林の開発が所定の基準に基づいて開発されて造成が完了するまでが法律の対象となっていて、つまり太陽光パネルが置かれて完成する手前の敷地の造成が、所定の防災機能なり環境保全機能を担保した上で造成されたかを確認した段階で完了という扱いとなり、翌年度の森林審議会にかけまして、森林法の森林からその地域を外すという手続をしますので、完了後については森林法では追えないということになっています。

○7番委員 その点、逆に誰か分かる方、今こちらではおられないんですか。

○8番委員 昨年、この太陽光の条例を新たに上程した当時の部長として申し上げます。この太陽光条例の中で、先ほど言いました森林法がかかるところが多いんです。これも1ヘクタール以上で、あと都市計画法は全くかからないということで、いわゆる開発関連で一番大きな森林法もかからないということで問題があるということで条例をつくったところなんです。つくる際に色々な配慮をいただくとともに、撤去に当たってといいますか、廃止に当たっての撤去、あるいはそれ以外の環境上、防災上の措置というのを義務づける条例にしています。ということで、もちろん条例ですので、極端に法律ほど権利を縛るわけにはいきませんが、できる限りの措置をお願いするような規定を盛り込んでいる状況です。

○会長 ありがとうございます。いかがでしょう。

それでは、特に御質問御意見がないようですので、1件ずつお諮りしたいと思います。

それでは、諮問案件1につきまして、特に御意見ありませんでしょうか。

(「異議なし」と言う者あり)

○会長 ありがとうございます。

異議がありませんので、異議なしと答申します。

なお、答申の作成につきましては、会長に一任していただくということをお願いしたいと存じますが、差し支えないでしょうか。

(「はい」と言う者あり)

○会長 ありがとうございます。

それでは、諮問案件2につきまして、特に御意見ありませんでしょうか。

(「異議なし」と言う者あり)

○会長 ありがとうございます。

御異議がないようですので、異議なしと答申します。

先ほどと同様、答申の作成につきましては、会長に一任していただくということでもよろしくお願いいたします。

諮問案件3につきまして、特に御意見ありませんでしょうか。

(「異議なし」と言う者あり)

○会長 ありがとうございます。

異議がないようですので、異議なしと答申します。

本件につきましても、答申の作成につきましては会長に一任していただくということをお願いいたします。

諮問案件4につきまして、特に御意見ありませんでしょうか。

(「異議なし」と言う者あり)

○会長 ありがとうございます。

御異議がないようですので、異議なしとして答申します。

この件に関しましても、答申の作成につきまして会長に一任していただくということをお願いいたしたいと思います。

諮問案件5につきまして、特に御意見ありませんでしょうか。

(「異議なし」と言う者あり)

○会長 ありがとうございます。

特に御異議がないようですので、異議なしと答申します。

繰り返しになりますが、答申の作成につきましては会長に一任していただくという
ことをお願いしたいと存じます。

以上、諮問案件について御審議をいただきましたが、続きまして、報告案件とし
まして、森林地域の縮小案件計9件分の報告を事務局からお願いします。

○事務局 ありがとうございます。続きまして、報告案件について御説明申し上
げます。先ほどご覧いただきました「兵庫県土地利用基本計画の変更における森林
地域の縮小案件の取扱について」の資料の第2にありますとおり、森林地域の縮小
案件のうち、白地地域が生じない場合は、国土利用計画審議会として適当と認めた
ものとして取り扱い、その案件については審議会への御報告とするということで議
決を頂戴しているところです。今回これに該当する案件は9件、縮小面積の合計は
63ヘクタールとなっています。9件のうち8件が都市地域、1件が自然公園地域
となっているところから、白地地域は発生しないということになっています。

9件まとめて御報告、御説明します。

まず、報告案件1、「神戸森林地域の縮小」です。資料2-1をご覧ください。
場所ですが、神戸市西区伊川谷町及び須磨区、北区に跨がる地域です。区域の南東
側に阪神高速7号北神戸線が走っており、白川ジャンクションすぐのところに位置
しています。周辺は山林が中心であり、残土処分場の設置を目的として林地開発許
可申請がなされ、平成21年5月に許可、平成28年8月に完了確認がなされてい
る場所です。残土の埋め立ての後、跡地を資材置き場等として使用することにより、
現況は森林ではなくなっています。このため、森林としての利用・保全を図る必要
がなくなったことから、土地利用基本計画図上で森林地域を縮小することとしてい

ます。現在この地域は、都市地域と森林地域が重複しています。変更後は、森林地域を縮小して、都市地域のみとなります。縮小面積は、5ヘクタールとなっています。

次に、報告案件2、「三田森林地域の縮小」です。資料2-2をお願いします。場所は三田市東本庄、JR福知山線の相野駅から北東に1.2キロのところを位置しています。社会福祉法人施設の設置を目的として林地開発許可申請がなされ、平成27年3月に許可、平成28年4月に完了確認がなされています。社会福祉法人施設の設置により、現況は森林でなくなっており、森林としての利用・保全を図る必要がなくなったため、土地利用基本計画図上で森林地域を縮小する予定となっています。現在この区域は、都市地域及び森林地域が重複しており、変更後は、森林地域を縮小して、都市地域のみとする予定です。縮小面積は、2ヘクタールとなっています。

次に、報告案件3、「三田森林地域の縮小」です。資料2-3をお願いします。場所は三田市小野、青野ダムの北東に位置しています。太陽光発電施設の設置を目的として林地開発許可申請がなされ、平成27年8月に許可、平成28年10月に完了確認がなされています。太陽光発電施設の設置により現況は森林ではなくなっており、森林としての利用・保全を図る必要がなくなったため、土地利用基本計画図上で森林地域を縮小する予定です。現在この地域は、都市地域及び森林地域が重複しています。変更後は、森林地域を縮小して、都市地域のみとする予定です。縮小面積は、2ヘクタールとなっています。

次に、報告案件4、「小野森林地域の縮小」です。資料2-4をお願いします。場所は小野市来住町、JR加古川線の小野町駅から北西に約2キロメートルのところを位置しています。太陽光発電施設の設置を目的として林地開発許可申請がなされ、平成26年11月に許可、平成29年1月に完了確認がなされています。太陽光発電施設の設置により現況は森林ではなくなっており、森林としての利用・保全

を図る必要がなくなったため、土地利用基本計画図上で森林地域を縮小する予定となっています。現在この区域は、都市地域及び森林地域が重複しています。変更後は、森林地域を縮小して、都市地域のみとする予定です。縮小面積3ヘクタールです。

次に、報告案件5、「小野森林地域の縮小」です。資料2-5をお願いします。場所ですが、小野市山田町、国道175号線から東へ約2キロのところに位置しています。兵庫県警察本部の白バイ、パトカーなど緊急車両の運転訓練を行う「緊急自動車総合訓練センター」の設置を目的として林地開発協議がなされ、平成28年7月に協議が成立、平成30年3月に完了予定ということになっています。緊急自動車総合訓練センターの設置により森林ではなくなり、森林としての利用・保全を図る必要がなくなるため、土地利用基本計画図上で森林地域を縮小する予定です。現在この区域は、都市地域及び森林地域が重複しており、変更後は、森林地域を縮小して、都市地域のみとする予定です。縮小面積8ヘクタールです。

なお、こちらの案件ですが、事業主体が公的主体である兵庫県土地開発公社となっています。このため、林地開発の許可ではなく林地開発協議の手続を踏んでいるところです。通常、林地開発許可においては、完了確認の翌年度に土地利用基本計画における森林地域の縮小と地域森林計画の縮小を行うところです。ただ、公共事業に伴う林地開発協議の場合は、協議成立の翌年度に地域森林計画の縮小を行うという運用をしています。このため、事業としてはまだ完了していませんが、地域森林計画の縮小に先立ち、土地利用基本計画の変更を行うというものです。

次に、報告案件6、「相生森林地域の縮小」です。資料2-6をお願いします。場所は相生市青葉台、山陽自動車道の北側に位置しており、JR赤穂線の西相生駅の北約1キロのところ。太陽光発電施設の設置を目的として林地開発許可申請がなされ、平成27年3月に許可、平成28年6月に完了確認がなされています。太陽光発電施設の設置により現況は森林ではなくなっています。このため、森林と

しての利用・保全を図る必要がなくなったことから、土地利用基本計画図上で森林地域を縮小する予定としています。現在この区域は、都市地域及び森林地域が重複しており、変更後は、森林地域を縮小して都市地域のみとする予定です。縮小面積は、20ヘクタールとなっています。

続きまして、報告案件7、「豊岡森林地域の縮小」です。資料2-7をお願いします。場所は豊岡市奥野、コウノトリの郷公園の東側約1.5キロメートルのところに位置しています。残土処分場の設置を目的として林地開発許可申請がなされ、平成18年3月に許可、平成28年9月に完了確認がなされています。残土処分場としての使用により現況は森林ではなくなっており、森林としての利用・保全を図る必要がなくなったため、土地利用基本計画図上で森林地域を縮小する予定です。なお、現在は残土の受け入れも終了しており、太陽光発電施設が整備される予定と伺っています。現在この区域は、都市地域及び森林地域が重複しており、変更後は、森林地域を縮小して都市地域のみとする予定です。縮小面積は、7ヘクタールです。

次に、報告案件8、「豊岡森林地域の縮小」です。資料2-8をお願いします。場所は豊岡市戸牧、コウノトリ但馬空港の東側に位置しています。主要地方道但馬空港線の工事を目的として林地開発協議がなされ、平成28年6月に協議が成立、平成31年3月に完了予定となっています。道路工事及び道路工事の隣接地における道路工事残土による面的な土地利用の予定があります。このことから森林ではなくなり、森林としての利用・保全を図る必要がなくなるため、土地利用基本計画図上で森林地域を縮小する予定です。現在この区域は、都市地域及び森林地域が重複しており、変更後は、森林地域を縮小して都市地域のみとする予定です。縮小面積は、12ヘクタールです。

こちらは報告案件5と同様、事業主体が公的主体、但馬県民局豊岡土木事務所です。このため林地開発許可ではなく、林地開発協議の手続となっています。また、完了前ですが森林地域を縮小するという手続をとらせていただくことになっていま

す。

最後、報告案件 9、「神河森林地域の縮小」です。資料 2-9 をお願いします。
場所は神河町上小田、砥峰高原から東へ約 2 キロメートルのところに位置しています。太陽光発電施設の設置を目的として、神河町より保安林の解除申請が行われており、平成 28 年 4 月に解除予定の告示、平成 28 年 11 月に代替施設の設置が確認され、平成 29 年 1 月に解除の告示がなされています。なお、保安林については林地開発許可制度の適用対象外となっていますので、林地開発の許可はありません。現況は森林ではなくなっており、森林としての利用・保全を図る必要がなくなったため、土地利用基本計画図上では森林地域を縮小する予定としています。現在この区域は、自然公園地域、雪彦峰山県立自然公園の区域に入っています。それと森林地域とが重複していますが、変更後は、森林地域を縮小し自然公園地域のみとする予定です。縮小面積は、4 ヘクタールとなっています。

以上が、計画図の報告案件 9 件の概要です。よろしくお願いいたします。

○会長 ありがとうございます。ただいま事務局から御報告いただきましたが御質問、御意見がありましたらよろしくお願いいたします。

いかがでしょう。特に御意見ありますでしょうか。

○3 番委員 すみません、今たくさん出てきた中は、都市地域及び森林地域から都市地域に変わるという格好になって、都市地域としてこれから御審議いただきたいということになるかなと思うのですが、それなら何か都市地域としてこれから指導というか、こうしなさいみたいなことが言えるかわからないけど、委員長さかのぼって悪いですけど、報告の前に出た 5 番の白地というのが、見ていたら下まで都市地域来ていません、多可地域の、5 ページに、これを拡大して都市地域に入れたほうが、コントロールできるみたいな感じでしょう。何か自然公園地域とか都市地域とか森林とか農業とか何かかかっていたほうが、白地、そこへ戻って申しわけないですけど、何かこんなこと言うのは悪いんですけど、どうかと思うわけです。今回

の報告の中は、全部自然公園とか都市地域にかぶっているので大丈夫と思うんですけど、ちょっと質問です。

○会長 いかがでしょう。

○事務局 先ほどの1－5の多可森林地域の縮小、隣接する地域が農業地域で都市地域ではございません。

○3番委員 都市地域に延びていないのか。

○事務局 隣接しているのは農業地域ですので、いわゆる農振地域には太陽光パネル当然該当させることできませんので、おっしゃるとおりどこもかかってなかったら白地になってしまうということですが、今の法律の現状だとそうならざるを得ないというところがあります。太陽光パネルが置いてあるということが都市的な土地利用にあたるのか、たまたま今回の森林地域の縮小の報告案件については、市街化調整区域としてもともと都市計画区域の網がかかっていたところで、森林と重なっていたところが開発によって森林が外れているというところですので、確かにおっしゃるとおり全くの都市計画区域外で、なおかつ森林しか用途が五地域区分がなされていない場所でどうするか、というのは課題として残るかなと考えています。

○会長 お願いします。

○事務局 こういった区域、今説明ありましたように一度都市的な土地利用を図る、都市的な環境を保全するという意味で都市計画区域を指定するというのも、方法としてはあるかと思いますが、区域的に町があって緑地なり農地もあるという一体的な整備保全等を行っていくという意味では、検討に時間を要するのではないかと思います。

ただ、我々も大規模に開発されるものについては、大規模開発指導要綱というのがあります。これは、昭和50年代にゴルフ場が非常に開発されたときに県で指導、お願いというところで、県が個別の法定の許可申請を上げる前に、まとめて一旦同意する・しないということで審議するような制度があります。これを29年1月か

ら、太陽光発電施設の設置についても適用しようということで、個別の法律なり条例の申請をする前に一旦包括的に県として同意できるかどうか見させてもらうというような制度をとらせていただきました。それをもって一旦前裁きをして個別の法律の申請に入ってもらおうということで、法的な根拠はありませんが、一つの関門を設けて適正な開発、設置がされることを行っているということで、先ほど説明がありました太陽光発電条例と、それから大規模開発要綱の２段構えで大規模な開発については対応していこうとしているところです。

○会長 ありがとうございます。いかがでしょう。

それでは、特に御意見がないようですので、報告案件につきまして、第５４回審議会の議決どおり当審議会として支障ないものとして取り扱いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と言う者あり）

○会長 ありがとうございます。

続きまして、情報提供としまして、森林地域の縮小案件計２件分の報告を事務局よりお願いします。

○事務局 ありがとうございます。引き続き、情報提供案件２件につきまして御説明を申し上げます。

先ほどから御参照いただいております、「兵庫県土地利用基本計画の変更における森林地域の縮小案件の取扱について」の第１の「なお書き」にありますとおり、森林地域の縮小案件のうち白地地域が生じる見込みがある場合には、事前に情報提供させていただくということになっています。今回こちらに該当します案件は２件、縮小予定面積は、７ヘクタールとなっています。それでは、２件まとめて御報告させていただきます。

まず、情報提供案件１、「多可森林地域の縮小」です。資料３－１をお願いいたします。場所は多可町中区田野口で、多可町役場から北に約３キロのところを位置

しています。こちらも太陽光発電施設の設置を目的として林地開発許可申請がなされ、平成28年8月に許可、平成30年4月に完了予定ということになっています。太陽光発電施設の設置が進められており、森林としての利用・保全を図る必要がなくなるため、土地利用基本計画図上で森林地域を縮小する予定です。現在、森林地域のみが該当していますが、森林地域を縮小することで五地域いずれにも該当しない白地地域となります。縮小面積は、3ヘクタールです。

次に、情報提供案件2、「三木森林地域の縮小」です。資料3-2をお願いします。場所は三木市細川町のネスタリゾート神戸、かつてグリーンピア三木があった場所にできたリゾート施設です。レジャー施設の設置を目的として林地開発許可申請がなされ、平成29年1月に許可、平成30年8月に完了予定となっています。レジャー施設の設置、増設が進められており、森林としての利用・保全を図る必要がなくなるため、土地利用基本計画図上で森林地域を縮小する予定です。現状、森林地域のみが該当していますが、森林地域の縮小により五地域いずれにも該当しない白地地域となります。森林地域の縮小面積は、4ヘクタールです。

情報提供案件は以上の2件です。これらについては、次回以降の国土利用計画審議会において今回の諮問案件1-5と同じように諮問させていただきますので、その際に改めて御審議いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。情報案件につきまして、事務局からは以上です。

○会長 ありがとうございます。事務局から情報案件について御説明がありましたが、御質問、御意見がありましたらよろしくお願いします。

○3番委員 参考1に位置図というのがありますが、このうち太陽光に関連するのは何件ですか。

○事務局 太陽光につきましては、左側の上から3つ目の1-5番、多可森林地域の縮小の諮問案件、右側の下から3つ目、三田森林地域三田市小野2-3番、真ん中の2-4番小野森林地域の縮小、小野市来住町、一番左下、相生森林地域の縮

小、2-9番、神河森林地域の縮小です。また、一番右上の2-7番、こちらも残土処分場としての林地開発許可でしたが、事実上、跡地を太陽光に転用することになっている案件です。

○3番委員 6件ですか。

○事務局 さようです。

○3番委員 ありがとうございます。

○会長 いかがでしょう。どうぞ。

○5番委員 太陽光関連ですが、29年に条例ができたということですが、それ以前にできたものについては、そういう跡地をどうするかということは特に条例の影響はないということですか。

○8番委員 昨年7月に本格施行しています。それ以降のものだけではなくて、既に設置されたものについても廃止する場合の措置を求めているのが今回の条例です。

○会長 お願いいたします。

○7番委員 すみません、こちら情報提供の1番の白地地域で太陽光発電ということですが、太陽光発電を設置されている白地地域はどれくらいあるということ、県では把握されていますでしょうか。

○事務局 そういった観点での集計は、今のところまだしていません。

○7番委員 基本的なことで申しわけないのですが、太陽光発電は数ヘクタールとかそういった規模での設置は、必ずしもそちらの部署でチェックをされているわけではないのでしょうか。

○会長 いかがでしょう。

○事務局 今回御審議をいただいている分については、森林において太陽光発電をして、林地開発許可によって森林ではなくなってしまう案件ということで把握している分です。同じく林地開発許可、面積自体もっと小さいところからあるのですが、土地利用基本計画図の性格として、縮尺5万分の1の地図で2ミリ四方のメッ

シュ、1ヘクタールのメッシュで表示されるもの以上を、土地利用基本計画図の上で管理することとなっていますので、1ヘクタールに満たないようなものについては、こちらでは土地利用基本計画の変更の対象として把握仕切れないこととなっています。

○7番委員　　少し話がずれてしまっているかもしれませんが、森林にて1ヘクタール以上で太陽光発電の開発がされているのがどれくらいかは、こちらでは把握されているということでしょうか。

○事務局　　集計をとれば、さかのぼって、FIT法ができて以降、平成24年度以降の縮小案件で、これの中身をたどっていけば、例えば太陽光発電施設何件で何ヘクタールが森林地域の縮小をしたということはたどれると思いますので、例えば次回の審議会の場で御報告するとか、もし必要でしたらそのような取り扱いをさせていただきたいと思います。

○7番委員　　やはりもちろん将来のエネルギーの確保というところでは大事なものはあるのですが、一方で、日本で代々大事にしてきた森林という環境でもありますので、知らない間にそういったものがいっぱいになっているようなことがもしあるようだったら不安だなということで、気になりましたのでお伺いさせていただきました。そしたら、またよろしくお願いします。

○会長　　太陽光発電施設の設置につきましては、皆さん大変御関心があるようです。環境部局でも目標は立てられていると思いますし、現状どういうところに立地していて、今後、目標を達成するためにさらにどれだけの用地がいるかといったことも含めて、部署横断的にそういう情報を把握していただくというのは必要かもしれません。御検討いただけますか。この審議会で情報提供していただけるものについては、次回御報告いただくということで、どうしても他の部局の御協力を得ないといけないものもあると思いますので、協議をしていただいでよろしくをお願いします。

他に御意見がないようですので、以上をもちまして計画図の変更にかかわる議事は終了したいと思います。ありがとうございました。

引き続きまして、計画書の変更について事務局から説明をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○事務局 引き続き、計画書の変更につきまして事務局より御説明します。議案書のうち計画書の一連のセット、右肩に資料1と打っておりますA3の1枚もの、資料2カラー刷りのA4のホッチキス留めのもの、資料3、A3のカラーの1枚もの、こちらをご覧くださいませでしょうか。

まず、計画の位置づけ及び変更の趣旨等ですが、資料3の概要版のカラー刷りのものに記載させていただいています。前回の審議会の際にも御説明申し上げたところですが、こちらの計画は、「国土利用計画」の国計画・県計画を基本として、個別規制法である都市計画法、農振法、森林法等に基づく諸計画の上位計画として、それぞれの計画を調整する役割を果たす計画となっています。昨年3月に国土利用計画の県第五次計画を策定したことを踏まえて、今回土地利用基本計画書の見直しを実施するという事にさせていただいています。

計画書の構成ですが、資料3の上の真ん中、計画書の構成に記載しているとおり、1土地利用の基本方向、2土地利用の原則、3五地域区分の重複する地域における土地利用の調整指導方針、となっています。土地利用の基本方向及び原則につきましては、資料2の1土地利用の基本方向の下、2土地利用の原則の右側にえんじ色の点線で囲っていますとおり、国土利用計画の第五次計画の記載内容を簡潔にまとめる、あるいは記載内容を組み替えることで作成をさせていただいています。

前回、審議会では変更素案ということでお示しさせていただきました御議論をいただいたところですが、本日はその際にいただいた御意見・御指摘、また市町長の意見聴取の結果等を踏まえた変更案を取りまとめましたので、改めて御審議を頂戴したいと考えています。

前回の審議から修正を加えた点について、A3の縦長両面刷りの資料1、「第62回国土利用計画審議会、平成29年12月21日開催における意見への対応について」に記載しています。個別事項については、変更素案で記載済みとなっていた箇所、資料1では薄墨塗りにさせていただいています箇所を除き、御意見を踏まえて合計11カ所の修正や追記等の文言調整を行わせていただいています。

なお、変更案全体については資料2をご覧ください。資料1に記載しています修正箇所あるいはこの箇所にいただいた御意見、もともと記載されていますということについて、こちらの資料に記載していますので、横に並べてご覧いただければ幸いです。

それでは、前回審議会でもいただいた御意見を踏まえて修正した箇所等について御説明申し上げます。

資料1の一番上、審①と書いた箇所です。資料2ですと1ページの23行目、黄色く引いているところです。「兵庫らしい地域創生に資する前向きな県土利用」修飾語が多いという御指摘がありました。こちらについては、御指摘どおり「前向きな」の表現を削除しています。資料3の概要版においても同様の修正をさせていただいています。

資料1の上から2つ目、審②としている部分です。「人口減少社会」の影響についてわかりやすく記載するべきという御意見を頂戴しました。こちらについては、資料2の1ページ27行目以下の黄色で塗った箇所に追記をしています。国土利用計画の記載を踏まえて、「県土管理水準の低下」という課題意識を盛り込んだほか、「開発圧力が低減する機会を捉えて安全な豊かな県土を実現していきます」という視点を追記させていただいています。

資料1の上から3つ目、審③と記載した場所です。資料2ですと、2ページの3行目のところです。ハード対策と避難対策を中心としたソフト対策、「避難対策を中心とした」というのがわかりにくいと御指摘がありました。こちらについては、

御指摘どおり削除させていただいています。

次、資料1の審④、資料2ですと、2ページの17行目です。グリーンインフラの定義が何か、説明がわかりにくいという御指摘を頂戴しました。グリーンインフラの定義ですが、資料1の審④に記載のとおり、「森林や緑地などの自然環境を生かした社会資本整備」のこととなっています。このため文章のつながりを見直し、「自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅了ある県土づくりや地域づくりを進めるグリーンインフラなどの取組」と、つながりをわかりやすくしました。

次、資料1の下半分に移っていただき、上から3つ目審⑧と記載した箇所です。資料2ですと、2ページの36行目のところです。人材については「誘致」ではなく、「確保」という言い方が適切ではないかという御指摘を頂戴しました。御指摘どおり「人材確保の促進」と文言修正をさせていただいています。

次、資料1で審⑨と書いています、「農地森林の持つ県の保全機能の向上」とあるが、都市部の農地やため池の防災機能についてどう考えるかという点です。こちらについては、ため池等は都市部のみならず農村部においても防災上重要な役割を果たしているという認識のもと、資料2の3ページ6行目のあたりに、多面的機能を発揮するために適切な管理を行う対象として、記載済みであった農地に加え、「ため池等の農業用排水施設」という記載を追記しました。

資料の1の審議会10番、資料2の4ページ18行目、「地籍整備の実施による土地境界の明確化」で「地籍整備の実施による」というのが要らないのではないかという御指摘がありました。こちらは御指摘どおり削除させていただいています。

次に審議会の11番、資料2ですと、同じページの31行目のところです。神戸・阪神地域に集積する機能についての説明のところ。「等」というのは何かという御指摘を頂戴しました。「医療・福祉」ということで追記させていただいています。

それから、資料1の一番下のところ審の13番です。自然的土地利用からの転換

抑制、今の計画では書いてあるが、見直し後の計画でも記載されたしという御意見を頂戴しました。こちらについては、資料2の9ページ21行目のあたりに、「新たな土地利用がある場合には、地域の実情を踏まえつつ、既存の低・未利用地の再利用を優先させ、農林業的土地利用、自然的土地利用からの転換を抑制する」ということで盛り込ませていただきました。併せて、長い文章が間に入りましたので、前後の文章のつながりを見直しさせていただき、黄色で書いていますとおりの修正を加えさせていただきました。

資料1裏面をお願いします。上から3つ目に審⑩、⑪という記載があります。木質バイオマス発電燃料の記載のところですか。優良材を含めて県産材をバイオマス発電燃料のために使うという書きぶりになっていないか、という御指摘を頂戴しました。資料2の11ページをご覧ください。24行目のところに、スギ・ヒノキの人工林について、持続可能な循環型林業を確立し適正な利用を図るということで、まずは人工林については林業としての利活用を図るという大前提を加えさせていただきました。それから2行ほど下に、バイオマス燃料等の新たな利用を通じた森林資源の持続可能な循環利用ということで、こちらの箇所からは「県産材」という文言を削除し、御指摘の御趣旨を反映させていただきました。

それから、このほか全般的な事項としまして、文章が長くて冗長になっていた箇所、約10箇所程度ありますが、一つ一つの文章を短目にするのを心がけました。例えば資料2の2ページ目の上から3行目のところに審⑫として、オレンジ色で囲っている部分があります。「防災、減災対策を実施するとともに・・・」ということで、長く続いていた文章を一旦「実施する。」で切って、「また・・・」と続けさせていただく等の修正を加えています。

こちらオレンジで囲っている部分、2ページの下から2行目のところとか、3ページ目の一番上の行等、同じような文章を切っていくということで、10箇所程度の文章の見直しを行わせていただいています。

それから、市町長意見聴取です。全41市町に意見照会をかけたところ、小野市から意見を頂戴しています。本文6ページの22行目あたりです。「小野長寿の郷構想」において、道路整備とか未利用地の活用について追記をお願いしたいという御意見がありましたが、計画の趣旨も踏まえて、緑で囲った市①としている箇所のとおり、「小野長寿の郷構想に基づく計画的な土地利用の実現及び同構想隣接地での企業立地の促進を図る」ということで修文をさせていただきました。

なお、こちらは県国土利用計画との整合性を図るための修正です。本日、御承認をいただいた場合にあっても、今後国への意見聴取等により、一部文言の修正が必要になる場合が想定されます。その場合も内容を根本から見直す必要のあるレベルでの修正は想定しにくいいため、趣旨を違えない範囲での表現上の見直しや、軽微な追加にとどまるものと考えています。今後、修正等が発生した場合には、会長とも御相談の上、趣旨に相違が生じた場合など、必要に応じて委員の皆様には修正点について文書にて御案内して意見を頂戴したいと考えています。その上で、お寄せいただいた御意見の取り扱い、再度審議会を開催するかどうかなどについて会長に相談させていただくこととして、取り扱いについては会長に御一任いただければありがたいと思っていますところでは。

以上、全体説明とともに、現在の計画書の変更案について事務局からの説明を終わらせていただきます。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○会長 ありがとうございます。ただいま事務局より前回の審議会において御提示いただきました案に対し、委員の皆様方からいただいた御指摘、御意見を踏まえて、新たに修正案を御提示していただいています。

この修正案について、御意見、御質問ありましたらよろしくお願い致します。

○2番委員 資料1の裏面の上から3つ目、審⑩と書いてあるところですが、3行目からの「スギ・ヒノキ人工林については、公的管理の充実による多面的機能の高度発揮」がすごくわかりにくい。それから、林業生産サイクルの円滑な循環によ

り持続可能な循環型林業って、サイクルとか循環とか持続可能とかってほとんど同じ意味だと思うので、ちょっと整理していただければと思います。それから最後の2行も「木質バイオマス発電燃料等の新たな利用を通じた森林資源の持続可能な」も、利用だけでいいのではと思います。

それと、次の審⑱の本文の「広葉樹の植栽や天然更新による広葉樹林化」は、森林経営をする上であり得ない。木材利用の推進を明確化すべきという意見に対して、「林業経営として収益を確保することが難しい森林」と記載済みとありますが、この意見は木材利用の推進を明確化すべきという御意見だと思うのですが、その木材利用の推進に関する文言が読み取れなくて。例えば、兵庫県民が家を建てる時に、兵庫県材を使おうと思ってもどうやっていいのかがよくわからないのが現状です。どうアクセスして兵庫県材に到達するのかわからないという現状が実はあつたりすると思うのですが、その辺も含めてこの木材利用の推進に関する御説明があれば、教えていただきたいと思います。

○会長 お願いいたします。

○事務局 最初のスギ・ヒノキ人工林についての文言ですが、ここでも書いてありますように国土利用計画、去年の3月に策定したところをそのままなぞっているというのが現実なのですが、もうちょっとわかりやすくという観点では、考えさせていただきたいと思います。

それと木材の使用については、今まさに言いましたようにスギ・ヒノキの人工林については文言がありますけれども、ここでは活用していくと書かせていただいているつもりなのですが、それについてもわかりにくいということであれば、また少し検討を加えたいと思います。

○会長 いかがですか、なかなか難しい。今回「県産木材の安定供給や」というところはカットされたのですね。

○事務局 そうです。木質バイオマス発電燃料等の新たな需要に対するというと

ころにかかっていたので、県産木材の安定供給という文言、この場所では削除させていただいています。

○会長 今、2番委員の御指摘であれば残すべきということですが。

○2番委員 土地利用基本計画なので、安定供給のほうが、木材利用の推進というよりはいいのかもしれないが、本当は両方あったほうがいいと。

○会長 「燃料のための安定供給」と読めるからカットしたのですね。だから、分けて、「バイオマス燃料のためだけではなくもっと県産の木材をきちんと使いましょう」という文言を残したほうがいいという、そういう御趣旨と承ってよろしいですか。それでは、そういう方向で修正をお願いします。

私も専門外の分野の話なのでよくわからないのですが、この多面的機能の高度発揮とか、林業生産サイクルの円滑な循環による循環型林業とか用語が出てくるのですが、こうした表現は上位計画、あるいは、ほかの計画のところでもとられているのでしょうか。その言葉だけを抜き出してくると、すごく要約されていてわかりにくいのですが。もとに立ち返って説明できますか。

○事務局 国土利用計画を策定する際に、県の農林水産ビジョンとか、そういった個別の分野ごとの計画を参照させていただいてまとめたという経緯があります。

○6番委員 私は、多分、高度発揮は要らないような気がするのですが、「多面的な機能の充実、それから林業サイクルの・・・」ずっと書いてあるのですが、もう「循環型林業を確立し」だけを残したくらいで。

○会長 簡単にですね。

○6番委員 はい。前回は木質バイオマスの新しい事業ばかりに協力するような文章だったので、もう少し本来の住宅建築とか、しっかり使うべきでしょうという文に直していただけないかという意見があったと思うので。

○会長 そこのところは抜け落ちたので、それは再確認することと、今御提案あったように循環型林業を確立するというところだけを残すという案も含めて、もう

一度確認、検討お願いできますか。

○事務局 会長とも相談させていただきたいと思います。

○会長 委員の皆さん方の趣旨は大体伝わったと思います。そういう観点で、もう一度文章を検討していただきたいと思います。よろしくお願いします。

いかがでしょう。お願いします。

○3番委員 質問ですが、初歩的な質問して悪いですけど、この基本計画書、大変御苦勞でした。初めに各地域の区分に分かれる前に基本的なことが書いてありますが、聞きたいのは、今日いろいろ議論あった太陽光は、個別規定法に基づく方に入るのでしょうか。何かこの基本計画書には入らない。その辺御説明いただいたらありがたいのですが。

○会長 お願いします。

○事務局 基本計画書の資料1の審⑥です。前回も御指摘いただきまして、資料2ですと2ページの29行目のところにありますけれども、国土利用計画でも記載していたことから、その中身を踏まえて大規模太陽光発電施設などの再生可能エネルギー関連施設については、周辺の土地利用状況や自然環境、景観、防災等に特に配慮するということが記載はさせていただいています。

○3番委員 なるほど、ありがとうございます。

○会長 お願いします。

○7番委員 その太陽光のこちらの表なのですが、先ほどの御説明の中で、新たに開発をするときの分については考慮されているという感じがしたのですが、実際に撤退をしたりとかについても、エネルギーの部門であったりとか、そういったところと連携をとりながら、こういった「住みたい地域、個性溢れるふるさと兵庫をつくる県土利用」というこの意味が実現するというような、そういったニュアンスがここに入っていたほうがいいのではないかと思うのですが、その点いかがでしょうか。

○会長 いかがですか。

○事務局 そういう既設の分については、後追的ですが配慮できるものはしていこうということで、新設それから既設の分間わずというようなことで表現させていただいています。ただ、今御指摘いただきましたように、既存のものについてもこれだけ今回の計画図、新制度で変更が出てまいりましたので、そういったところもそちらのほうにも配慮していますよというようなこともニュアンスがとれるように、その辺のところは強調するような表現をさせていただこうとは思っていますが、ただ、景観、防災等に特に配慮するということで、防災面については撤去の際にもできる範囲ですが、配慮させていただくというようなことで、我々としても特にということをつけさせていただいて記載させていただいているところではございます。ですので、どういう表現ができるかどうかというのはいわかりませんが、検討させていただきます。

○会長 どうぞ。

○9番委員 時間をかけて読み込めばこの中に書いてあるのだと思いますが、確認だけで教えてもらいたいのですが、これ、先ほどから太陽光の施設をつくるに当たっての議論があるのですが、兵庫県の国土利用計画ではそういう乱開発とっては言い方が悪いですが、太陽光を設置する、それに当たってのこういったニュアンスで書いてあるのか、というのを教えてもらいたいと思います。参考までです。

○会長 事務局いかがでしょう。

○事務局 お手元に兵庫県国土利用計画（第五次）ということで冊子をおつけしています。そちらの18ページです。その他の土地利用のところ、18ページの上から4分の1のところですが、「太陽光発電システムについては、再生可能エネルギーの導入課題を踏まえ、周辺の土地利用状況や自然環境、景観、防災等に特に配慮し、地域社会の理解を得ながら適切な導入及び土地利用を図る」と記載させていただきます。

あと、2ページ前に戻りますが、2ページの下から8行目あたりです。問題意識として、「原発の停止等に伴う温室効果ガス排出量の増加や固定価格買取制度を背景とした大規模太陽光発電施設の急増等による自然環境への影響も懸念される」と述べています。

それから7ページです。県土利用の基本方針の中で、これ土地利用基本計画にもそのまま反映している部分ですが、7ページの、「②住みたい地域、個性あふれる『ふるさと兵庫』をつくる県土利用」のところ、上から3段落目の最後、なお以下、こちらも土地利用基本計画と同じ表現ですが、「大規模太陽光発電施設などの再生可能エネルギー関連施設については、周辺の土地利用状況や自然環境、景観、防災等に特に配慮する」ということで、3カ所記載させていただいています。

○会長 いかがでしょう。よろしいでしょうか。どうぞ。

○9番委員 整合性を確認したかったので、これでいいかと思います。ありがとうございます。

○会長 いかがでしょう。何か御意見御質問ありますか。特に御意見ありませんか。

本日いただきました御意見については、もう一度事務局と相談をさせていただいて、委員の皆様方の趣旨が反映できるように修文をさせていただきたいと思います。

それでは、そういった修正をするという前提のもとで、今回事務局から示された兵庫県土地利用基本計画書の変更について、了承するという扱いにさせていただきたいと思いますが、よろしいですか。

（「異議なし」と言う者あり）

○会長 ありがとうございます。2回にわたりまして貴重な御意見を賜り、ありがとうございます。

先ほど事務局からもお話がありましたように、今後修正が生じた場合ですが、趣旨の変更が大幅に生じた場合を除き、私と事務局とで相談して修正する方向で処理

させていただきたいと思いますが、御一任いただけますでしょうか。

(「はい」と言う者あり)

○会長 ありがとうございます。そのような扱いをしたいと思います。

以上をもちまして、本日の議題は終了しました。大変長時間にわたって御審議いただき、ありがとうございました。それでは、後の進行を事務局にお返しします。

○事務局 それでは会長、委員の皆様、ありがとうございました。いただいた御意見を会長と御相談しながら今後確認して、今後国への意見調整を得て3月下旬ごろに変更告示を行う予定としています。昨年度から国土利用計画の改定と今回の土地利用基本計画の改定、2年続けて大きな計画の改定をさせていただき、誠にありがとうございました。

以上をもちまして、63回の国土利用計画審議会を閉会します。本日は長時間にわたって、ありがとうございました。

(閉会 午前11時37分)